

○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成24年12月20日条例第30号

改正

平成25年6月13日条例第2号

平成25年12月19日条例第18号

平成26年12月11日条例第17号

平成29年6月16日条例第4号

平成29年9月21日条例第7号

平成29年12月15日条例第18号

平成30年12月21日条例第26号

平成31年4月12日条例第1号

令和5年12月21日条例第32号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該特定非営利活動法人に係る藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）第17条の2第2項の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第18号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第26号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和5年条例第32号）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

2 この条例による改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に同表に規定する特定非営利活動法人に対して同表の規定期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

#### 別表

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	藤沢市市税条例第17条の2第2項の期間
NPO法人幼児武道教育振興会	藤沢市湘南台二丁目14番地の3パシフィック湘南102号	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで
特定非営利活動法人トリトン藤沢スポーツクラブ	藤沢市辻堂東海岸三丁目9番8～4号	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで